

情 個 審 答 申 第 9 号

平成21年11月12日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成21年1月21日付け都活発発第13-2号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

文書等の件名

実施機関が地域にどの程度の動きがあれば西部第一区画整理事業に伴う JR 新駅に繋がると考えていたのかがわかる資料の情報開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[諮問第4号]

別 紙

諮問第4号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関が地域にどの程度の動きがあれば西部第一区画整理事業に伴う JR 新駅設置につながると考えていたのかがわかる資料（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

本件文書の存否について

平成16年5月26日開催された「おでかけトーク in 南部」での意見交換における JR 新駅設置に関する回答のなかに、「地域にさらなる動きが出て来ることを期待しているところである。」との記述があるが、何らかの基準があるからこそ、このような回答ができるのであり、不存在はあり得ない。不存在を取り消して欲しい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

本件文書の存否について

JR 新駅設置に関し、どの程度の駅利用者数があれば新駅設置が可能かを判断する基礎資料として、「JR 鹿児島本線熊本・川尻間新駅設置自治省協議資料作成業務委託報告書（平成12年3月）」（以下「報告書」という。）が存在する。申立人に対し報告書を公開したが、報告書以上の具体的な事柄を書き記した資料は存在しない。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、実施機関が地域にどの程度の動きがあれば、西部第一区画整理事業に伴う JR 新駅設置につながると考えていたのかが具体的にわかる資料である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき実施機関が行なった決定の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

JR 新駅の設置に関し、どの程度の駅利用客数があれば新駅設置が可能であるかを判断する基礎資料として報告書が存在することについては、報告書を申立人に公開済みであり、申立人、実施機関双方とも異論がないところである。

報告書は、新駅開業後の営業収支見込について大幅な赤字を予測しており、熊本市定例市議会における一般質問に対する実施機関の答弁においても、この予測を根拠として、新駅の設置は困難な状況にある旨の答弁がたびたびなされている。

しかしながら、新駅設置に向けた具体的な条件等に関する答弁は、報告書から計算上導き出せる数値に言及した以外なんら行なわれていない。このことからすると、「どの程度の動きがあれば」ということに関して具体的な検討がされていたとは到底考えられない。

したがって、報告書以外に具体的な事柄を書き記した資料は存在しないとする実施機関の主張は信じるに足りるものである。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会	長職務代理者	荒	木	昭次郎
委	員	大	江	正 昭
委	員	高	木	絹 子
委	員	馬	場	啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成21年 1月21日	熊本市長から諮問を受けた。
平成21年 2月10日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成21年 2月25日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成21年 8月 4日	諮問の審議を行った。
平成21年 9月 4日	諮問の審議を行った。
平成21年 10月 9日	答申（案）の審議を行った。
平成21年 11月12日	答申（案）の審議を行った。